

## 津市地域防災計画の令和5年度修正について

### 1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させる等、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう継続した見直しを行っています。

令和5年度は、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震における課題への対応、水防法に基づく水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定、その他施策の進捗状況等を踏まえた対応について、防災会議委員やパブリックコメント手続等により寄せられた意見等に対する検討の結果を加え、令和5年度修正案としてとりまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、令和6年1月30日開催の令和5年度津市防災会議において審議、決定しました。

### 2 主な修正内容

#### (1) 令和6年能登半島地震における課題への対応

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震における被災状況や自治体の災害対応について、現時点で把握した課題を整理し、本市における対応の方向性を記載しました。

##### ア 大規模災害時の交通機能確保に向けた取組

今回の能登半島地震では、道路の損壊や土砂崩れの発生に伴い、被災地支援のための救急救助車両の通行が不能、あるいは長時間に及ぶ渋滞のため目的地に到着できない、あるいはかなりの時間を要したとの課題を受け、災害発生時における救急救助活動や支援物資の輸送を円滑かつ迅速に実施するための迂回ルートを選定や必要な交通規制等について、あらかじめ関係機関が協議し、平時から災害時の交通機能の確保に向けて取組を進めることについて記載しました。

##### イ 人命救助等に係る適切かつ迅速な情報伝達

災害発生時、本市は、全国から応援に駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が被災地で円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発生直後から努め、適切な迂回ルートを選定及び関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達することについて記載しました。

ウ 支援物資等の受入体制の確保に向けた取組

今回の能登半島地震では、道路の損壊等により、物資や資機材等を必要とする避難所等に行き届かないといった課題を受け、応援機関等との連絡調整や業務の調整などあらかじめ必要な準備を行うとともに、津市災害時受援計画に基づき、物資拠点となる受入施設を速やかに確保することについて記載しました。

エ 木造建築物等の耐震性の更なる促進

本市においては、これまでから個人住宅の耐震化について、耐震診断の受診、耐震改修の促進、家具等転倒防止の普及啓発に取り組んできていますが、今回の能登半島地震においては、自宅等の倒壊により多くの犠牲者が出たことを受け、木造住宅の更なる耐震化や家具等の固定など普及啓発に更に取り組んでいくことについて記載しました。

オ 上水道施設及び管路の耐震化の推進

今回の能登半島地震では、大規模地震の発生により水道施設の損壊等による断水が長期化する見込みであることから、災害による水道施設の損壊に伴う断水を最小限にとどめるとともに、迅速かつ円滑な応急復旧を図るため、第2次津市水道事業基本計画に基づき、水道施設や老朽化した管路の耐震化を重点的に進めること、被災時のバックアップ機能を強化するため、各配水区域間の連絡管整備や配水区域内の管路ループ化を図っていくことなどについて記載しました。

(2) 水防法に基づく水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定に伴う対応

三重県が令和5年3月に、伊勢湾沿岸（木曾岬町～伊勢市）について、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定を行ったことに伴い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難情報に係る発令の判断基準及び発令対象地区の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施、高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設等、必要な事項を記載しました。

(3) 情報連絡員等の受入に伴う対応

ア 情報連絡員等の受入体制の整備

大規模災害の発生時等には、三重県、自衛隊、警察等の防災関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害対応が求められることから、防災関係機関から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）等の受入体制の整備について記載しました。

## イ 三重県緊急派遣チームとの連携

大規模災害の発生時等には、三重県災害対策本部及び地方部から市災害対策本部に対し、被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行う緊急派遣チームの支援要員が派遣されるようになったことから、受入時の対応が円滑に行えるよう情報の収集及び報告事務の連携について記載しました。

### (4) 感染症全般を対象とする対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、同対策に関する該当箇所を、感染症全般を対象とする対策に変更し記載しました。

### (5) 避難所外避難者への対応

大規模災害発生時には、災害の状況により指定避難所以外に、自宅や自家用車等で避難する多様な形態の避難者が想定されることから、支援物資や資機材の搬送方法、また、健康管理への配慮等、避難所外避難者への対応についてより具体的に記載しました。